

柏原市電子入札運用基準

1 趣旨及び適用範囲

(1) 趣旨

この基準は、柏原市が柏原市電子入札システム（以下「システム」という。）を用いて入札及び入札に関連する事務を行う場合の取り扱いについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、柏原市財務規則（昭和 39 年柏原市規則第 7 号。以下「規則」という。）及びその他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(2) 適用範囲

この基準は、あらかじめ柏原市が公告又は公表（以下、「公告等」という。）する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務のうち、電子入札で行うものとして指定した発注案件に適用する。

2 用語の定義

この運用基準において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 柏原市電子入札システム

柏原市の発注する入札業務を執行するための情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理の体系をいう。）

(2) 電子入札

システムのプログラムを使用して、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する入札

(3) 紙入札

電子入札によらない、紙媒体により執行する入札

(4) IC カード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子入札用 IC カード

(5) 電子ファイル

電子入札において提出書類として扱う電子文書

(6) 入札参加者

柏原市電子入札システムを用いて行う入札に参加しようとする者

3 電子入札による発注案件の取扱い

(1) 電子入札の対象

電子入札の対象は、1(2)に規定する発注案件とする。ただし、次の(2)に該当する場合は除く。

1(2)の規定により、この基準を適用する入札にあっては、全ての入札参加者がシステムにより電子入札を行うものとし、紙入札による入札参加との併用は行わない。

(2) 電子入札から紙入札に変更する基準

電子入札による手続きの開始後は、電子入札の続行が困難な事由が生じたときに限り、電子入札の手続き中止をシステム又は他の方法により公表し、あらためて紙入札の手続きを行うものとする。

＜電子入札の続行が困難な事由の例示＞

- ・システム上の障害等により、システムが長時間にわたり使用不可と予想された場合又は使用不可となった場合

4 公告等における電子入札対象案件の明示

- (1) 電子入札対象案件の公告等を行う場合は、その旨をシステムにより明示する。
- (2) 指名する場合は、システムから指名通知を補助的にシステムサーバから指名した業者に

送信した後、未確認の業者には電話にて連絡し確認を得る。

5 案件の設定等

(1) 各受付期間等の設定

① 入札書等の受付を開始及び終了する日時は、公告等の際に記載するものとし、終了日時以降は、システムにより受付できない。

② 受付された入札書を開札する日時は、公告等の際に記載するものとする。

(2) 予定価格等の表記

予定価格及び最低制限価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。

(3) 入札説明書等のファイル形式

システムに登録する入札説明書及び設計図書等の電子ファイルの形式は、入札参加者等により書換えのできないように、原則として PDF ファイルとする。ただし、入札参加者が添付書類として提出できるようにする場合の電子ファイルの形式は、Microsoft Word 又は Microsoft Excel で作成したものとする。

(4) 公告等の日以降における発注案件の修正及び手順

公告等の日以降において、発注案件情報について修正する必要がある場合は、以下の手順により速やかに変更を行うものとする。

① 発注案件に修正が必要な場合には参加できないよう、入札（見積）書締切予定日時及び開札予定日時等の変更を行い、入札参加者にシステム及び柏原市のホームページ等を使用して連絡及び公表する。

② 修正が必要となった発注案件を新規発注案件として登録する。

6 入札書等の提出

(1) 入札書の提出

入札書は、入札金額、くじ用数値等、必要な事項がシステムにより全て入力されたものを有効なものとして取り扱う。

(2) 入札参加資格の事前審査

入札（見積）書受付締切予定日時後に行う入札参加資格の事前審査については、入札参加者の申告書等を対象に行う。資格の有無については、システムにより通知する。

(3) 添付書類の提出方法

入札書の提出の際に求める添付書類は、システムにより提出させるものとする。

入札参加者が提出する電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は次の表に掲げるものとする。

電子ファイルの圧縮を認める場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定し、自己解凍方式は指定しないものとする。

番号	使用アプリケーション	ファイル形式
1	Microsoft Word	Word95 以降のバージョンでの保存
2	Microsoft Excel	Excel95 以降のバージョンでの保存
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル (Acrobat3 以降のバージョンで作成のもの) 画像ファイル (JPEG 形式、GIF 形式、TIFF 形式)

(注) ファイル保存時、送信時に失われる機能は使用させないこと。本基準に基づきファイルを作成し、添付する際には、必ず事前にウィルスチェックを行うこと。

(4) 郵送による提出方法

案件の特性等により、入札参加者に対して郵送での提出を求めるものとする。その際、必要書類一式は郵送するものとし、システムでの提出との分割は認めない。また、添付資料として下記の内容を記載した書面をシステムにより送信することを求めるものとする。

- ① 郵送する書類の目録
- ② 郵送する書類のページ数
- ③ 発送年月日

郵送の締切りは、システムの入札（見積）書受付締切予定日時と同一とし、必着とする。
また、郵送にあっては一般書留又は簡易書留を必ず利用させるものとする。

(5) ウィルス感染ファイルの取扱い

提出された電子ファイルにウィルス感染があった場合は、当該電子ファイルを提出した入札参加者と再提出の方法について協議するものとする。また、開札後にウィルス感染が判明した場合は、必要な感染防止措置を行い、当該電子ファイルを提出した入札参加者と再提出の方法について協議するものとする。

(6) 入札書等未到達の取扱い

入札（見積）書受付締切予定日時になんでも入札書等がシステムに到達していない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

(7) 入札書等提出後の辞退等

システムにより、提出された入札書等は、いかなる時点においても書き換え、引換え又は撤回を認めない。

7 入札説明書・案件内容に対する質疑回答及び連絡事項の確認

(1) 入札説明書・案件内容に対する質疑回答

入札参加者が質疑を行う場合は、入札説明書において記載する方法によることとし、回答については「柏原市電子入札・契約情報」

(http://www.nyusatsu.ebid-osaka.jp/pan/start.do?KIKAN_NO=0221&SCREEN_ID=PAN010) にある「質疑・回答」にて提供するものとする。なお、質疑内容に入札参加者を特定できる内容が含まれるときは、当該部分についての回答は行わないものとする。また、公にすべきでない個人情報等に関する記載があるときは、当該部分について他の表現を用いるか、又は回答を行わないものとする。

(2) 連絡事項の確認

入札参加者に対し、電子入札の手続き等に関する通知を行う場合は、システムにより公表するものとする。ただし、システムによる公表が不可能な場合は、契約検査課又は経営総務課の掲示板（ホームページを含む）において公表する。なお、連絡事項の情報を閲覧しなかったことによる手続きの不備については、異議を一切認めないものとする。

8 開札

(1) 開札

開札は、開札予定日時以降にシステムにより速やかに行う。

(2) 内訳書の確認

内訳書を必要とする入札案件においては、入札参加者全ての内訳書を確認する。

(3) 落札候補者の決定

有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格を設定した場合においては最低制限価格以上の価格をもって入札したもので、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。この場合において、最低応札業者が 2 者以上あるときは、システムによる電子くじにより落札候補者を決定する。

(4) くじになった場合の取扱い

① 入札書の任意の 3 枚（0 を含む）以内のくじ用数値に、当該入札書がサーバーに到達した時刻の秒（入札秒=くじ用乱数）を足す（下 3 枚有効）

② くじ対象者について、入札書がサーバーに到達した順（入札順）に 1. 2. 3 ··· と到達番号を割り当てる。

③ 次の計算式によって「余り」を算出する。

くじ対象者の①の和／くじ対象者数

④ くじ対象者数から「余り」を引き、この数値と②の到達番号が一致した者が落札候補者となる。

(5) 落札候補者に対する事後審査

落札候補者について、事後審査に必要な書類の提出を翌日（ただし翌日が土曜日、日曜日又は国民の祝日にあたるときはその翌日）の 17 時までに求め、審査確認を行う。その結果、有効であると認めた場合は、当該落札候補者を落札者とし、有効であると認められない場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、次順位以降の落札候補者について順次事後審査を行うものとする。

9 入札参加者の IC カードの取扱い

(1) 電子入札に使用できる IC カード

電子入札に参加することができる者は、柏原市入札参加資格審査申請書 を提出し、柏原市において、入札参加資格者として登録されている者のうち、システムに IC カードの利用者登録をしている者とする。

なお、IC カードの名義は、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 個人の場合にあっては本人、法人の場合にあっては当該法人の代表者（以下「代表者」という。）
- ② 代表者から入札、見積及び契約に関する権限について委任を受けた者（以下「受任者」という。）

(2) IC カードの利用者登録審査

IC カードの利用者登録の審査は、次のとおり行う。

- ① IC カードの利用者登録の審査は、システムにより行う。
- ② 入札参加者は、1 社あたり複数枚の IC カードの利用者登録を行うことができるものとする。
- ③ IC カードの利用者登録の審査が完了した者にのみ、システムによる入札参加資格申請等、電子入札への参加を認めるものとする。

(3) IC カードが失効した場合の取扱い

9(1) の規定による電子入札に参加することができる IC カードの利用者が当該業者に属さないこととなった場合は、当該 IC カードでの電子入札への参加を認めない。

ただし、当該業者において登録している他の有効な IC カードを用いて、電子入札に引き続き参加することができる。

なお、入札参加者に対して、紛失又は期限切れに備えて IC カードの複数枚の登録を行うことを推奨する。

(4) IC カードの利用者登録情報の変更

入札参加者が利用者登録を行った IC カードの連絡先情報（連絡先メールアドレス、連絡先電話番号、連絡先住所等）については、入札参加者が随時変更することを認めるものとする。

(5) IC カードの不正使用等の取扱い

入札参加者が IC カードを不正に使用等した場合には、柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱に基づき指名停止措置を行う。

<IC カードを不正に使用等した場合の例示>

- ① 他人の IC カードを不正に取得し、名義人になりますして入札に参加した場合
- ② 代表者又は受任者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は受任者の IC カードを故意に使用して入札に参加した場合
- ③ 同一案件に対して、同一業者が故意に複数の IC カードを使用して入札に参加した場合

10 システム上の障害時等の取扱い

(1) 入札参加者側のパソコン等の障害により、電子入札を行うことができない場合の取扱い

入札参加者側のパソコン等の障害により、電子入札を行うことができない場合、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

なお、入札参加者に対しては、代替機器等の確保の検討を推奨するものとする。

(2) 柏原市側のシステム等の障害により、入札（見積）書受付締切予定日時又は開札予定日時を変更する場合の取扱い

柏原市側のシステム等に障害が発生した場合には、入札（見積）書受付締切予定日時又は開札予定日時の変更を行う。（なお、電子入札から紙入札への変更を認める基準については3(2)参照）

この場合には、契約検査課又は経営総務課の掲示板（ホームページを含む）による公表又は柏原市の情報公開コーナーにおいて公表する。

(3) プロバイダ等、柏原市及び入札参加者以外の要因による障害等により、電子入札を行うことができない場合の取扱い

入札参加者側のプロバイダ等の障害により、電子入札を行うことのできない場合は、当該入札参加者が辞退したものとみなす。

なお、入札参加者に対しては、複数のプロバイダ・アクセス回線の確保の検討を推奨する。

1 1 この基準の規定は、上下水道事業の管理者の権限を行う市長の権限に属する入札及び契約に準用する。この場合において、「柏原市財務規則（昭和 39 年柏原市規則第 7 号）」とあるのは「柏原市水道事業及び下水道事業契約規程（平成 26 年柏原市上下水道事業管理規程第 18 号）」と、「契約検査課」とあるのは「経営総務課」と読み替える。

2 この基準の規定は、病院事業管理者の権限に属する入札及び契約に準用する。この場合において、「市長」とあるのは「病院事業管理者」と、「柏原市財務規則（昭和 39 年柏原市規則第 7 号）」とあるのは「柏原市病院事業契約規程（平成 22 年病管第 19 号）」と、「契約検査課」とあるのは「医事総務課」と読み替える。

附 則

この運用基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。